

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.5

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43886

160

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

外務省
事務次長
官審長
文書長
秘書長

総務課

参事

参事

参事

参事

参事

参事

参事

参事

参事

参事

参事

参事

参事

参事

参事

参事

参事

参事

参事

参事

参事

参事

参事

総番号 (TA) 22927
 69年 5月 28日 23時 10分 米 国 発 米 長
 69年 5月 29日 12時 40分 本 省 着 米 長

外務大臣殿 下田 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題 (意見具申)

第1648号 特秘 至急

貴電米長第1011号に関し。

貴大臣の御来米を間近にひかえた米側の受入れ態勢ならびに基本的考え方については、るい次往電をもつて御報告のタナカ大使をはじめ当館館員による米側との最近の接触により、既に御承知のとおりなるところ、更に本使気付の点御参考まで次のとおり。

1. トウゴウ局長のタイムリーの御派遣とその際のわが方ポジション・ペーパーの手交は、その後米側受入れ態勢の促進にいちじるしき効果をもたらし、現在残るは29日帰国のロジャース長官に対するブリーフィングのみとなりおり、同長官は週末を専ら休ようにあて、6月1日にブリーフィングを受ける意向の趣のところ(ブラウン大使内話)、ヴィエトナム、インド、パキスタン等を歴訪し、アジアの暗い面を見来つた同長官に対しては、オキナワ問題に入るに先立ち、まずアジアにおけるわが国の積極的役割を強調せられることが一層効果的となるものと考えられる。

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

2. もつとも上記1.の点の強調は、直ちに米側態度を和らげる効果ありとは必ずしも期待しえず、ジョンソン次官のタナカ大使に対する、ブラウン大使のヨシノ公使に対する内話に徴するも、国務省幹部は現在むしろ厳しい線を示しおるところ、右をもつて国務省自体の見解がこう化しおると見るは当らず、同省としては国防省、及び議会軍事委員会方面より提起せられる如何なる問題点についても適切に対処せんがため、まず日本側の見解の明確化を求めんとしおるものに外ならない。従つて冒頭貴電2.のとおりの第1日目の大局論に引続き、第2日目の会談においてはできるだけ突込んだ話合を行なわれることが必要なりと思考される。

3. 本使のみるところによれば、前記国務省上層部の出しおる厳しい線は、実は、オキナワ施政権返かん後においては、安保条約及び付属協定が当然同島に適用せらるべきものなりとするわが方の基本的主張を暗もくのりにこう定するものであり、かつ、その前提の下に、事前協議条項のじゆうなん性ある適用ぶりにより、問題を処理せんとするわが方の考え方に既に半ば以上乗り来りおることを示すものに外ならず、この意味において最近の国務省態度は、むしろ建設的なものとしてこれをかん迎すべきものと考えられる。

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

4. オキナワ問題につき今次会談において、どの程度まで話を進めるべきかの点については、本使は、今回が大臣レベルの最初の会談なるにつき大局論に終止し差支えないものとは思わない。前記の如き國務省の積極的態度にもかんがみ、かつ7月及び9月の閣僚レベル会談においては、必ずしも今回ほど十分の時間をかけ本問題を論議しようとは限らないので、今回できる限り話をつめるよう努力されることがかん要と存ぜられる。

もつとも前記事前協議条項の適用に関し、予想される各ケースの全部につき、今回の会談においてわが方態度を明確化せられる御用意はないものと推測せられるところ、少なくとも本年7月貴大臣とジョンソン大使との最後の会談において進まれた線までは、今回貴大臣とロジャース長官との間に更めて確認されおく必要あり、これを出発点とし、来るべき7月及び9月の会談においては、その線より先をDISCUSSされる手順とされることが適当と存ぜられる。

5. 申すまでもなく、オキナワ問題の核心はひつきよう(イ) 同島の早期返かんに関するわが華國一ち的願望の達成と、(ロ) 極東の安全保障上同島が果しおる重要な役割の確保、との二つの根本的要請を如何に調和するか、の一点に帰着するところ、不幸にして(イ)(ロ)の間に存在

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

することとなつたディレンマを対米交渉のみにしわよせして解決することは所せん不可能と考えざるをえない。

キッシンジャーは、安全保障の重要性につき、日本政府は何故国民説得の努力を強化しないか、との質問(往電第/543号)をなしたが、同様の質問は最近とみにオキナワ問題が米国民の関心をひく様になつて以来官民双方を通じ多くの米人から受けつつあるところであり、大統領側近中の側近といわれる同補さ官の口よりかかる質問が出て来たことは、わが方としても等かんにあしえざるどころと存ぜられ、この問題に取り組む日本政府のし勢如何も、米側にとっては重要事項なりと考えられる。

6. この点については、貴大臣が最近オキナワ問題解決の二本のはしらとして、(イ) 日本国民の強い願望、及び(ロ) 日本の安全確保、の2点を打ち出されたのは、極めて時宜に適したところと存ぜられ、特に(ロ)のはしらは如何に強調せらるるも強調しすぎることはなき次第につき、この意味において貴大臣の今次訪米を国民けい発の機会としても、最大限に利用されること極めて重要なるべく、貴大臣離日または御帰国の際のステートメント中に、この点を強調されることが単に対内的布石としてのみならず、対米関係上も好影響を与えるものと考えられる。

7. 来るべき7月及び9月の閣僚レベル会談においては、

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

本件解決の具体的方式として、事前協議条項の適用ぶりに関する日米間の了解をじゆ立することを主がんとするものとなるべきところ、将来の見通しとしては、仮りに現行安保条約及び付属協定を改訂する必要もなく、また国会付議を要する取極を作成する必要もなしに問題を解決することに成功するとしても、なお少くも現行条約、協定の実施の細目に関し、またはその字くの解釈に関して、何らかの補足的文書を作成する必要は必ずや生じ来るべしと考えられるので、現段階において、オキナワ問題解決に当り、現行条約、協定以外に何らの取極を作成する意思なしとの趣旨を過早に言明されることは、危険であり、これを差ひかえらるるを得策とするものと存せられる。

8. なお、今次会談において米側は、(イ)日米経済貿易問題、及び(ロ)核不拡散条約署名問題、にも触れ来ることが予想される所、(イ)については具体的のことは来るべき閣僚合同委に譲ることとされつつも、この際ちゆう象的表現で可なるにつき、貴大臣より自由化につき何らかの前向き意思表示を行なわれおくこと諸般の関係よりして適切なるべく、また(ロ)については、キーンガー独首相来日の際の話しの内容を詳かにせざるも、わが国とドイツの地位は全く同一に非ずとするも、なお多くの点において共通性ある次第につき、独側と同様わが方もしん重

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

な態度を持續することけん明なるべく、今次御来米の際は、原則として前向き態度を示されるに止められるを可とすべく、未だわが方の署名をコミットをされる必要は必ずしもないものと考えられる。この点に関しては貴大臣御到着後、ツルオカ大使をも交えとくと御協議申上げたき所存である。

(3)